

事業者の皆さまへのお願い

このたび、札幌市内全域を対象とする「まん延防止等重点措置」の適用が決定されました。対象事業者の皆さまには、大変なご負担をおかけいたしますが、感染拡大防止のため、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

「まん延防止等重点措置」の適用に伴う飲食店等への協力支援金について

※下記の対象施設が、対象期間の全てにおいて、要請内容にご協力いただいた場合に支援金を支給いたします。なお、以下の内容は、今後の感染状況等を踏まえた北海道知事の決定により、変更となる可能性があります。変更が生じた際には、随時お知らせいたします。

札幌市内全域の飲食店、カラオケ店、結婚式場

※酒類提供の有無に関わらず、上記の施設（店舗）のうち、従来から午後8時を超えて営業を行っている施設（店舗）が対象となります。

※店舗内で飲食をする施設（「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得している施設）が対象となります。

■対象期間 8月2日(月)から8月26日(木)まで

(遅くとも8月5日(木)からご協力をお願いします。)

■要請内容 (特措法第31条の6第1項等)

① 営業時間及び酒類提供時間の短縮

営業時間 午前5時から午後8時まで

酒類提供 酒類提供を行わない（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）

② 次の感染防止対策を実施する

- ・従業員への検査推奨
- ・入場者の整理・誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指消毒設備の設置
- ・事業を行う場所の消毒
- ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の禁止（すでに入場している者の退場も含む）
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及び北海道コロナ通知システムの活用の呼びかけ
- ・同一グループの入店は、原則4人以内
- ・滞在時間の制限（2時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする
- ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（黙食の実践） など

③ 飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない

④ 業種別ガイドラインを遵守する

支援金の主な支給要件

**原則 8月2日(月)から8月26日(木)までの全期間
において、要請に応じること**

※遅くとも、8月5日(木)からご協力いただくことが要件となります。この場合の支援金額は、ご協力いただいた日数に応じた金額となります。**ただし、8月6日(金)以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、支給できませんので十分ご注意ください。**

※当初、7月26日(月)から8月22日(日)までとしていた道の特別対策による要請については、今回のまん延防止等重点措置の適用に伴い、8月1日(日)までとなっております。詳しくは、最下部のホームページをご確認いただくか専用ダイヤルにお問い合わせください。

支援金の申請について

申請のお忘れがないようご注意ください。

■受付期間 (予定)

令和3年9月1日(水)から令和3年10月31日(日)まで

※7月26日から8月26日までの分を一括して申請を受け付けます。

■支援金額 (1店舗1日あたり)

企業規模	支援金額 (1店舗1日あたり)
中小企業	3万円から10万円 (売上高の4割をもとに計算)
大企業	最大20万円 (売上高の減少額の4割をもとに計算)

■申請方法

郵送にて受付予定。詳細は後日、ホームページに掲載するほか、市役所本庁舎1階パンフレットコーナーや各区役所に資料を配布予定です。

■早期給付について〈追加情報〉

今回、国及び道の方針に基づき、8月2日以降の支援金については、早期給付の電子申請を受け付けます。早期給付の電子申請を行った場合でも、9月1日からの受付期間での申請(以下「本申請」)は、必ず行っていただく必要があります。「本申請」が行われない場合、早期給付で受給した分は、全額返還いただくこととなります。

また、早期給付の電子申請を行わなくても、「本申請」で、7月26日から8月26日までの分をまとめて申請することが可能です。詳細につきましては、市ホームページ又は専用ダイヤルにてご確認ください。

・早期給付の受付期間：令和3年8月10日(火)から令和3年8月20日(金)まで

・早期給付の支給額：一律63万円 (3万円×要請期間のうち21日分)

※令和3年4月27日以降の協力支援金の受給実績があること等が早期給付の支給要件となります。

※電子申請が困難な場合等は、札幌中小企業支援センター (TEL 011-231-0568 平日9～12時、13～17時) にて申請のサポートを行いますので、ご相談ください。

○協力支援金に関するお問い合わせ

■専用ダイヤル

電話番号 **011-330-8396**

受付時間 **8:45から17:15まで**

(9月26日までは土日祝日も対応。9月13日以降は平日のみ)

■ホームページ

【飲食店等への要請に係る支援金について】

https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/taisakusienkin_0726iko.html

